



軽自動車税(種別割)のお知らせ

納期限は
5月31日

軽自動車税(種別割)の税率は、車種や区分ごとに税率が異なります。また、三輪および四輪の軽自動車は、新車登録時期により税率が異なります。

さらに、新車登録が3年4月1日から4年3月31日の車両で、一定の環境性能を有する対象車に該当する場合、4年度に限り軽課税率が適用されます。

原付バイクや2輪車など

【表1】 原付バイク・2輪車など

車種区分		税額(年額)
		28年度以降
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
2輪の軽自動車	125cc超250cc以下	3,600円
2輪の小型自動車	250cc超	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円

【表2】 軽自動車

車種区分			税額（年額）		
			①27年3月31日 までの登録車	②27年4月1日 以降の新車登 録車（新税率）	③新車登録後 13年超 （※重課）
3 輪			3,100円	3,900円	4,600円
4 輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※重課は、燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車や被けん引車を除きます。

軽自動車

①27年3月31日までに登録された車両の税額は、【表2】の①のとおりです(※新車登録から13年を経過したものは除く)。
②27年4月1日以降に新車登録された車両の税額は【表2】の②の税額(新税率)となります。
③いずれの場合も、新車登録後13年を経過した車両は【表2】の③の税額(重課)になります。

グリーン化特例(軽課)

3年度に新車登録された軽自動車、排出ガス性能や燃費性能などの優れた環境負荷の小さい車両は、4年度の新税率の軽自動車税が軽減されます。【表3】

なお、この特例は、新車登録された年度の翌年度に限り(1年度のみのみ)適用されるもので、軽課年度の翌年度以降の軽自動車税については、新税率【表2の②】が適用されます。
◆対象車両：3年4月1日から4年3月31日までに新車登録されたもの

【表3】 軽自動車のグリーン化特例(軽課)

車種区分			①新税率の 75%軽減	②新税率の 50%軽減	③新税率の 25%軽減
3 輪			1,000円	—	—
4 輪	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	—	—
	貨物	営業用	1,000円	—	—
		自家用	1,300円	—	—

①75%軽減
電気自動車・天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制より窒素酸化物10%以上低減または平成30年排出ガス規制適合)

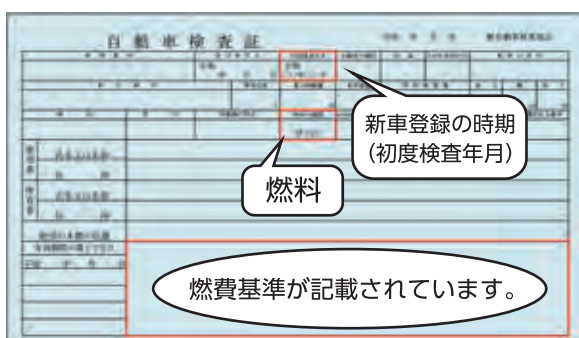
②50%軽減

乗用(営業用のみ)・・・平成17年排出ガス規制75%低減または平成30年排出ガス規制50%低減(以下★)
★(かつ令和2年度燃費基準達成車+令和12年度燃費基準90%達成車)

③25%軽減

乗用(営業用のみ)・・・★★かつ令和2年度燃費基準達成車+令和12年度燃費基準70%達成車
◎新車登録の時期・燃料・燃費基準は、自動車検査証(車検証)に記載されています。

【自動車検査証(車検証)】



問合せ

税務課軽自動車税担当
(☎412471)

■問合せ 庁舎整備・組織改革推進室（☎41-2285）

「今後の方向性」を公表しました

！「庁舎整備の今後の方向性」のポイント

- ①本館は、民間活用を基本に検討し、令和5年度までの取り扱い決定を目指します。
- ②新庁舎の整備は、豪雨災害からの復旧・復興が進み、新たなごみ処理施設建設事業が終了予定の令和10年度の建設開始を目指します。
- ③新庁舎の位置は、現在地、立体駐車場敷地、笹林公園のいずれかとします。

これまでの経過

平成28年の熊本地震を受けて、庁舎を耐震診断したところ、耐震性の不足が分かりました。

そこで、耐震化と利用しやすい庁舎への改善も含めた「庁舎整備」の検討を始め、平成31年度に最初の基本方針（案）を公表しました。

しかし、国の登録有形文化財である「本館」の解体が大きな話題となり、市民アンケートでも「保存」「解体」「市民（財政）の負担次第」がほぼ同じという結果となりました。

そのため、「負担を抑えながら本館を保存活用し庁舎整備する方法がないか」を令和2～3年度で再検討しました。

再検討の結果

再検討では、①民間事業者への「本館活用の可能性」の聞き取り調査と、②事業シミュレーションを行いました。

その結果、①では、市の負担が必要なものの**民間事業者による活用の可能性がある**ことが分かりました。②では、経済性や機能性などの面で**庁舎は新たに整備したほうが良い**ことが分かりました。

このような再検討の結果を踏まえ、令和4年2月に「庁舎整備の今後の方向性」を市議会に報告しました。

詳しい情報は

「今後の方向性」の詳しい情報は、**市ホームページ**で見ることができます。また、「市役所職員出前講座」でも職員が出向き説明を行います。

今後のお知らせ

6月1日号から、3回にわたりQ&A形式で「今後の方向性」を説明していきます。この内容に関する意見は右記の方法で寄せてください。いただいた意見は「新・基本方針（案）」策定の参考にさせていただきます。なお、いずれの場合も個別での回答ではなく、新・基本方針（案）とあわせて公表する予定です。

【投書】 ☎836-8666 庁舎整備・組織改革推進室
【FAX】 41-2552（庁舎整備担当）
【メール】 市ホームページ「庁舎整備
「お問い合わせ
メールフォーム」から

詳しくは、こちら→

